



2021 文情運第 5-2 号
令和 3 年 11 月 4 日

文京区長 成澤廣修様

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山忠



令和 3 年 9 月 24 日付 2021 文総総第 886-2 号による令和 3 年度（情運）諮問第 2 号について、次のとおり答申します。

答申

1 濟問事項

予防接種法による予防接種の実施等に関する事務における重点項目評価書の第三者点検について

2 審議会の結論

本件諮問に係る特定個人情報保護評価書については、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に基づき、評価が適切に行われているものと認められる。

3 理由

（1）適合性について

当該事務について取り扱う特定個人情報ファイルの対象となる本人の数は、10 万人以上 30 万人未満となっており、取扱者数は 500 人未満である。また、評価実施機関において過去 1 年以内に、特定個人情報に関する重大事故は発生していないため、しきい値判断に誤りはなく、当該事務は、重点項目評価の対象である。

また、文京区長が実施主体として、評価書様式で求められている全ての項目について検討し、具体的に記載したものとなっており、特定個人情報の指針に適合したものとなっている。

評価の実施時期については、原則、特定個人情報ファイルを保有する前とされているが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務は、まん延防止のため迅速な事務処理が必要であったことから、評価を事前に実施することが困難であったとして特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 9 条第 2 項の規定による事後評価となったことはやむを得ないものと認められる。

なお、評価書上にセキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、評価書の全てを公表することとしている。

(2) 妥当性について

当該評価書の事務内容の記載により、事務の内容や特定個人情報の流れについて理解できるものとなっており、当該事務の実態に基づき、特定個人情報の入手、使用、委託、提供・移転、情報提供ネットワークシステムとの接続、保管・消去といった特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスクを適切に特定し、当該リスクを軽減するために講すべき措置を具体的に分かりやすく記載している。

また、その措置についても、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び区民の信頼確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものと評価することができる。

したがって、「2 審議会の結論」のとおり判断する。